

提案内容評価要領

この委託業務の受託者を決定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行い、委託候補者の順位付けを行う。なお、審査は本業務の委託事業者審査委員会（以下「委員会」という。）において行うこととし、次のとおり判定する。

（１）提出書類及びプレゼンテーション審査評価

提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、100 点満点として下記の評価基準表に基づいて評価する。

（２）委託候補者の選定方法

評価点が最も高い者を委託候補者（第一交渉権者）とする。ただし、委託候補者が本市の示す「応募条件」（松江市基幹相談支援センター運營業務委託事業者募集要項「6．参加事業者の資格要件（応募条件）」を参照のこと。）を満たしていない場合は、採用しない。

（３）その他

プロポーザル参加者が 1 者の場合でも、同様に審査により選考を行うが、提案者の評価点が著しく低いときは、選定委員会における協議により、委託候補者なしとする場合がある。

【評価基準表】

No.	評価項目	配点
1	・本業務の趣旨・目的を十分に理解し、基幹相談支援センターの運営に強い意思を有しているか	10
2	・これまでの相談支援事業の運営実績から、関係機関との良好な連携が見込まれるか	10
3	・基幹相談支援センターの設置場所の選定が適切か	5
4	・適正な見積価格であるか	5
5	・基幹相談支援センターの運営についての考え方が適正で、具体的方策にも工夫があるか	
	基幹相談支援センターの運営についての考え方	10
	総合的・専門的な相談支援の実施についての具体的方策	5
	地域の相談支援体制の強化の取組みについての具体的方策	5
	松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会参画による地域づくりの取組みについての具体的方策	5
	権利擁護・虐待防止の取組みについての具体的方策	5
	地域生活の継続及び移行に向けての支援についての具体的方策	5
6	・職員間の連携や職員の資質向上についての取組みや考え方が適正か	10
7	・職員の配置についての対応策、考え方が具体的で適正か	10
8	・個人情報保護に対する考え方と対応策が具体的で適正か	5
9	・その他の加点要素	10
総計		100